



青 森 県 報

第二千六十三号

平成十四年八月二十一日(水曜日)

目 次

告 示

新たに生じた土地の確認及び編入に伴う字区域の変更……………	(振) 市 興町 課 村 ……	一
保安林の指定解除予定……………	(林) 政 課 ……	一
保安林の指定解除……………	(同) ……	二
公 告		
特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示……………	(振) 市 興町 課 村 ……	二
大規模小売店舗の変更の届出……………	(経) 営 振興課 ……	二
開発行為に関する工事の完了……………	(建) 築 住 宅 課 ……	四
教育委員会		
公印の作成及び廃止……………	(職) 員 福 利 課 ……	四
公安委員会		
風俗営業の営業時間の延長ができる日等……………	(企) 生 活 安 全 画 課 ……	四
収用委員会		
公示による通知……………	(監) 理 課 ……	四
右 同……………	(同) ……	五

告 示

青森県告示第三百九十六号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第九条の五第一項及び第二百六十条第一項の規定により、蓬田村長から蓬田村の区域内に新たに次の土地が生じたことを確認し、この土地を東津軽郡蓬田村大字郷沢字浜田に編入する旨の届出があったので、同法第九条の五第二項及び第二百六十条第二項の規定により告示する。

平成十四年八月二十一日

青森県知事 木 村 守 男

東津軽郡蓬田村大字郷沢字浜田二二六に隣接し、一四〇の五、一四〇の三八、一四〇の四三、一四〇の六五、一四〇の六六の地先公有水面埋立地四、二六五・八六平方メートル

青森県告示第三百九十七号

農林水産大臣から、次のとおり森林について保安林の指定を解除しようとする旨の通知があったので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

平成十四年八月二十一日

青森県知事 木 村 守 男

- 一 解除予定保安林の所在場所
下北郡佐井村大字長後字喜平治山一の一（国有林。次の図に示す部分に限る。）
 - 二 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
 - 三 保安林を解除しようとする理由
道路用地とするため
- （「次の図」は、省略し、その図面を青森県農林水産部林政課及び佐井村役場に備え置いて縦覧に供する。）

青森県告示第三百九十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次のとおり森林について保安林の指定を解除するので、同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成十四年八月二十一日

青森県知事 木 村 守 男

- 一 保安林の所在場所
下北郡東通村大字岩屋字苦蕨平一の二二（次の図に示す部分に限る。）
 - 二 保安林として指定された目的
飛砂の防備
 - 三 保安林解除の理由
指定理由の消滅
- （「次の図」は、省略し、その図面を青森県農林水産部林政課及び東通村役場に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、

同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成十四年八月二十一日

青森県知事 木 村 守 男

- 一 特定役務の名称及び数量
青森県立三沢航空科学館（仮称）特別展示室・科学実験工房・工作工房整備業務委託 一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
青森県企画振興部市町村振興課
青森市長島一丁目の一
- 三 契約の方法
一般競争入札
- 四 契約の相手方を決定した日
平成十四年七月二十五日
- 五 契約の相手方の名称及び住所
株式会社丹青社
東京都台東区東上野五丁目二の二
- 六 契約金額
一億七千二百二十万円
- 七 契約の相手方を決定した手続
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を契約の相手方としたものである。
- 八 入札の公告を行った日
平成十四年六月十七日

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）附則第五条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同法第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十四年八月二十一日

青森県知事 木 村 守 男

大規模小売店舗の名称及び所在地		区分	変更前	変更後	変更年月日
大規模小売店舗の名称及び所在地	大規模小売店舗の名称及び所在地	大規模小売店舗の名称及び所在地	大規模小売店舗の名称及び所在地	大規模小売店舗の名称及び所在地	大規模小売店舗の名称及び所在地
大規模小売店舗の名称及び所在地	大規模小売店舗の名称及び所在地	大規模小売店舗の名称及び所在地	大規模小売店舗の名称及び所在地	大規模小売店舗の名称及び所在地	大規模小売店舗の名称及び所在地
大規模小売店舗の名称及び所在地	大規模小売店舗の名称及び所在地	大規模小売店舗の名称及び所在地	大規模小売店舗の名称及び所在地	大規模小売店舗の名称及び所在地	大規模小売店舗の名称及び所在地

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
ジャスコシテイ 藤崎
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
イオン株式会社
千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五の一
代表取締役 岡田元也
- 三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
イオン株式会社
千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五の一
代表取締役 岡田元也
- 四 変更しようとする事項
代表取締役 岡田元也 外六者

届出年月日	届出書及び添付書類の縦覧	場所	期間	時間	意見書の提出
平成十四年八月九日	第四駐車場 午前八時四十五分(年間三日)から午後四時十五分まで	第四駐車場 午前八時四十五分(年間三日)から午後九時四十五分まで	青森県商工観光労働部経営振興課及び藤崎町役場	平成十四年八月二十一日から同年十二月二十一日まで	午前八時三十分から午後四時四十五分まで ただし、藤崎町役場にあつては、その執務時間内とする。
	第五駐車場 午前八時四十五分(年間三日)から午後四時十五分まで	第五駐車場 午前八時四十五分(年間三日)から午後九時四十五分まで			
	第六駐車場 午前八時四十五分(年間三日)から午後四時十五分まで	第六駐車場 午前八時四十五分(年間三日)から午後九時四十五分まで			

七 意見書の提出
この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

- 1 提出期限
平成十四年十二月二十一日
- 2 提出先
青森県商工観光労働部経営振興課
- 3 記載事項
(一) 意見書の提出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所
(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由
4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

開発行為に関する工事の完了

次のとおり開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公告する。

平成十四年八月二十一日

青森県知事 木 村 守 男

開発区域（工区）に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
五所川原市大字七ツ館字虫流四一の一から四一の三五まで、四二の一、四二の七から四二の二五まで、四四の一、四四の三八、四四の四八及び四四の五一から四四の六六まで 四二の一先外（国有財産）	五所川原市字一ツ谷三五の五 みなみホーム株式会社
南津軽郡田舎館村大字川部字上船橋三六の一四から三六の二七まで	南津軽郡田舎館村大字川部字上西田一二七の一〇 有限会社三浦重備建設

教 育 委 員 会

青森県教育委員会告示第九号

平成十四年八月二十日次の表の上欄に掲げる公印を廃止し、平成十四年八月二十一日同表の下欄に掲げる公印を作成したので、青森県教育委員会文書取扱規程（昭和三十六年十二月青森県教育委員会訓令甲第十二号）第九条の規定により告示する。

平成十四年八月二十一日

青森県教育委員会教育長 花 田 隆 則

公印の名称及び印影

青森県立青森
東高等学校長
印



公印の名称及び印影

青森県立青森
東高等学校長
印



公 安 委 員 会

青森県公安委員会告示第四十三号

青森県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（昭和五十九年十二月青森県条例第四十四号）第四条第一項第三号、同条第二項及び同条第三項の規定により、祭礼その他特別の行事の行われる日及び営業時間の延長を認める地域を次のとおり定めるので、同項の規定により告示する。

平成十四年八月二十一日

青森県公安委員会委員長 橋 本 昭 一

行 事	祭礼その他特別の行事の行われる日	営業時間の延長を認める地域
三沢まつり	平成十四年八月二十四日から同月二十六日まで	三沢市
十和田市秋まつり	平成十四年九月十四日から同月十六日まで	十和田市

収 用 委 員 会

公示による通知

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十六条第二項の規定により次の

書類を通知するに当たり、通知を受けるべき者の住所、居所その他通知すべき場所を
確認することができないので、土地収用法施行令（昭和二十六年政令第三百四十二号）
第五条第一項の規定により公示による通知を行う。

平成十四年八月二十一日

青森県収用委員会会長 平 田 由 世

- 一 通知すべき書類の名称
審理の開始について（通知）
- 二 通知を受けるべき者
別紙のとおり
- 三 通知すべき書類の保管場所
青森県土整備部監理課内
- 四 その他
一の書類は、平成十四年九月六日をもって通知があつたものとみなされます。

土 地 の 所 在	氏 名	住 所
青森県青森市大字諏訪沢字山 辺216番	村田耕治郎	京都市伏見区久我東町6番 地30 コフナート久我3F305号
	武藤 嘉彦	埼玉県鶴ヶ島市富士見一丁目15 番4-306号 県営鶴ヶ島富士見団地

公示による通知

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十六条第二項の規定により次の
書類を通知するに当たり、土地収用法施行令（昭和二十六年政令第三百四十二号）第
六条第三項の規定により公示による通知を行う。

平成十四年八月二十一日

青森県収用委員会会長 平 田 由 世

- 一 通知すべき書類の名称
審理の開始について（通知）
- 二 通知を受けるべき者
別紙のとおり
- 三 通知すべき書類の保管場所
青森県土整備部監理課内
- 四 その他
一の書類は、平成十四年九月六日をもって通知があつたものとみなされます。

土 地 の 所 在	氏 名	住 所
青森県青森市大字諏訪沢字山 辺216番	田口 昭二	東京都八王子市檜原町569番地 の1
	田口 治	神奈川県相模原市相模原3丁目5 番7-606号
	葛西 貞女	徳島県徳島市昭和町5丁目18番 地
	床波 衛	徳島県徳島市昭和町2丁目32番 地
	三浦 みゑ	千葉県市川市大町77番地
	柳谷 達朗	茨城県日立市大みか町6丁目14 番8-210号
青森県青森市古館1丁目6番13 号	外崎ふさ子	青森県青森市古館1丁目6番13 号
	熊井 孝一	静岡県磐田市中泉1291番地の 2

青 森 県	青森市長島二丁目一番一号	発行所・発行人
青 森 県	青森市古川二丁目一七番五号 東奥印刷株式会社	印刷所・販売人

(毎週月・水・金曜日発行)

定価小口一枚二付十五円一銭